

捕獲事件記録

書 記	檢 察 官	擔 任 評 定 官	拿 捕 船 名	受 理 年 月 日	事 件 番 號
山 邊	中 村	森	英 國 油 船 太 古 三 四 號	昭 和 七 年 一 月 三 四 日	第 三 五 二 號
抗 議 期 間 滿 了 日	年 終 局 日	訴 願 期 間 滿 了 日	船 長	拿 捕 シ タ ル 艦 部 隊	及 指 揮 官
昭 和 七 年 八 月 三 十 一 日	昭 和 七 年 一 月 三 十 日	昭 和 七 年 七 月 二 日	島 山 耕 一 郎	厦 門 方 面 特 別 旅 地 隊 司 令 官	佐 世 保 捕 獲 審 檢 所

昭和七年八月廿九日
 佐捕 第一五号 以予檢定執行件内上

昭和七年參月拾壹日

佐捕 二四一號

以予檢定執行件内上
 以予檢定執行件内上
 以予檢定執行件内上

昭和七年八月廿九日

佐捕 二四一號

以予檢定執行件内上
 以予檢定執行件内上
 以予檢定執行件内上

昭和七年九月拾四日

佐捕 第七一五號

以予檢定執行件内上
 以予檢定執行件内上
 以予檢定執行件内上

領置物總目錄兼處分票

番 號	品 目	員 數	被 押 收 者 之 住 所 氏 名	押 收 目 録 丁 等 數	處 分		領 置 票 番 號
					命 令 要 旨	處 理 顛 末	
一	船舶國籍證書	一	船長 コンスタンチン・アレキ サネー・ルービツト				第三〇號
二	出港證書	一	同				
三	特別許可書	一	同				
							昭和 年 月 日

佐世保捕獲審檢所

番 號	品 目	員 數	住 所 氏 名	被 押 收 者 ノ	丁 等 目 押 數 ノ 録 收	官 印	命 令	命 令 要 旨	處 理 顛 末	分
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	

佐押第三十ノ六號ノ六 日本標準規格B列五號
八 一

文 書 ノ 標 目 丁 數 備 考

拿捕船報告(仲送付書謄本)	一									
拿捕船(太古二四號)報告	三									
供述書	八									
船舶拿捕ニ関スル調書謄本	九									
拿捕船舶関係書類送付書謄本	二									
ニルスマリウス・ネスボウ聴取書謄本	五									
コスタンチンアレキサンダー・ルヤット聴取書謄本	五									
トナルト・フロッチー聴取書謄本	八									
証書書	二									
意見書	九									
公署提出ノ嘱託書(被殺及ジャパニタ)	三〇									
申請書(書面富里方)	三一									
報告書(在船者ニ在定ニ付本送付ノ宛先)	三二									

目 録

佐世保捕獲審核月

文書ノ標目	丁數	備考
及油槽船「太古二四號」ニ對スルモノ	三三	
「イスラビサヤス」	三三	
「エディスマラー」	三三	
「レデーモラー」	三三	
「エルジモラー」	三三	
「新華」	三三	
「江蘇」	三三	
但シ汽船	三三	
執事	三三	

日本標準規格B列四號

佐世保捕獲審核所長官殿

夏根機密第二九號ノ五

昭和十六年十二月三十一日

夏門方面特別根據地隊司令官

海軍省軍務局長殿

佐世保捕獲審核所長官殿

拿捕船報告ノ件送付

一、拿捕船報告

(第二回)

一部

但シ汽船「江蘇」「新華」「エルジモラー」「レデーモラー」
 「イスラビサヤス」「デュカツト」「エディスマラー」「連水」
 及油槽船「太古二四號」ニ對スルモノ

(別紙添)

(終)

第一丁

日本標準規格B列五號

(照 錄 添)

(終)

又前所錄「太古二四號」ニ據スルテ、

「トスルヤサナ」 「モエウマイ」 「エキトスチマー」 「木」

卧ノ内錄「五種」 「藤華」 「エムシ」 「チマー」 「ノチマー」

一、拿前錄辨告

(第 二 回)

一 陪

拿前錄辨告ノ并接付

茲世尉能登春劍浪長官廻

新軍管軍務局長廻

門式面辨照財辦此廻同合官

昭和十六年十二月三十一日

財辦齊集二式錄ノ正

茲世尉能登春劍浪長官廻

右



佐世保捕獲審檢所

山邊九之助

拿捕船
太古二四號
報告

明治二十九年二月一日
東京海軍省海軍部

古



翻本出
明治二十九年二月一日

立世殿御覽御覽

下巻54頁

意見

一本船ハ敵國籍ナルヲ以テ捕獲可然ト認ム
 二本船ハ當隊附屬トシテ甲板亀裂箇所修理ノ
 上重油補給用ニ適當ト認ム

昭和十六年十二月二十五日

厦門方面特別根據地隊司令官

島山耕一郎

＝ 腹

要	噸數		項目
	船ノ長サ	排水量	
四五五米	二〇二	二〇二	第一船舶ノ一般狀況
三六六	二〇二	二〇二	太古輪船公司
四五五米	二〇二	二〇二	油解船 太古ニ四號ハ、TANKER (M.C.N.A.) 英國
			製造年月日 二五八一年
			拿捕經歷 一六、一三、ニ香港ニ向ケ、英汽船「エディスマラー」ニ搭船連水ト 共ニ受航サレ上海發、一六、一三、ニ三〇、遮浪角沖ニテ 一三三號砲艦ニ拿捕サレ、碇石灣經由厦門ニ送致セラル 一三、一六、一〇〇〇、第一四三號砲艦ヨリ列、繼完了

大
三
四
二

第二、拿捕當時ノ情況

一、拿捕船ヲ發見シ停船セシムルニ至ル迄ノ狀況

昭和十六年十二月 日

場所 遮浪角沖

停船セシメタル理由

停船セシムルニ至ル迄ノ彼我ノ行動處置

二、取檢ノ狀況

取檢士官名

昭和 年 月 日
取檢ノ狀況

三、拿捕シタル理由

四、拿捕後引渡迄ノ狀況

五、其、他

第三 船舶関係書類

- 一 船舶國籍證書 一通
 - 二 航海日誌 ナシ
 - 三 海員名簿 ナシ
 - 四 乘客名簿 ナシ
 - 五 傭船契約書 ナシ
 - 六 船荷證券及送狀 ナシ
 - 七 載荷目録 ナシ
 - 八 出港證書 一通
 - 九 健康證書 ナシ
 - 十 船舶賣渡證書 ナシ
- 第四 其他捕獲審檢上参考トナルノ事項
- 一 香港政廳用トシテ香港ニ良航ナルベキ旨ノ特別許可證ヲ有ス
- (終)

供述書

英國汽船

油槽船 太古二四號

一、右八帝國軍艦正生丸砲艦ニ於テ拿捕シタルニ付捕獲審檢相成度シ

一、拿捕ノ顛末及理由ハ別紙船舶拿捕ニ関スル調書

ニ記載ノ通ナルヲ以テ該記載ヲ引用ス

一、當隊ハ右船舶ヲ昭和十六年十二月十六日第一四三號砲艦ヨリ引継ヲ受ケタリ

昭和十七年一月十五日

廈門警備隊司令井原美岐雄



佐古保捕獲審檢所長官草野豹一郎殿

セシメタリ

然レ共當時波浪大ニシテ直チニ臨檢スル危險ナリシヲ以テ風波ノ風クヲ待ツノ他ナク漸ク補給船ノ來援ヲ得テ同日〇九三〇該船舶ヲ臨檢シタリ

一、臨檢ノ結果本官ハ該船舶及被曳船二隻共英國船ナルコトヲ確認シタルカ其ノ時既ニ日英兩國ハ交戰狀態ニ入レルモノト信シタルニ依リ右船舶ハ拿捕スヘキモノト認メ其ノ旨ヲ曳船工デイスモラー船長ニ告知シ以テ該船舶並ニ被曳船太古二四號及



水ヲ拿捕シタリ

一、本官ハ拿捕當時船舶書類ヲ押收シタリ

一、尙一時エデイスモラーノ無線發信裝置並ニ主機械シリンダーカパーヲ分解シテ押收セリ

日本海軍史料第五號

佐世保捕獲審檢所

昭和十六年十二月七日

帝國軍艦正生丸砲艦艦長

臨檢士官 海軍豫備大尉 嶋田末次

日本海軍史料第五號

Faint vertical text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.

右 讀 本 也

昭和十七年二月二十六日

佐世保浦邊事務所

書記

山邊九之助





山島久昭

昭和十六年十二月二十五日

厦根機密第三一號、二六

昭和十六年十二月二十五日

厦門方面特別根拠地隊司令官

佐世保捕獲審檢所長官殿

左、件送付

拿捕船舶關係書類別紙、通送付致候

(別紙添)

(終)

(原簿本)
 拿捕船の關係書類の送付
 五、件送付

(終)

世世餘捕獲審録所身官録
 廈門本面替保録所身官録
 昭和十六年十二月二十五日
 廈門警察局長 三三三號 一六

別紙

拿捕船舶關係書類目録

船名	カメルン	江蘇	新華	エルン	レター	カニ	カニ	エ	連水	太古	ラン	コ
船舶國籍證書	/		/	/	/	2	/	/	/	/	/	/
航海日誌	3	/	2	/	/	2	/	/	/	/	/	/
海員名簿	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
乘客名簿		/										
備船契約書												
船舶證書						1組	1組					
船荷證書												
載貨目録				/		1	2					
出港證書	/		/	/	/	(裏面記載)		/	/	/	/	/
健康證書			/			/						
船舶賣渡證書						/						
其他	/	3	/	/	3	3	8	/	/	/	/	/

(終)



ノルウエー

聽取書

エデイス、モラー

捕獲事件ニ付昭和十七年

二月五日

廈門海軍々法會議

ニ於テ

評定官 森 靜 雄 ニ對シ

ニルス、マリウス、ネスボーノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハニルス、マリウス、ネスボウ (NILS MARIUS NESBOE)

一 年齢ハ四十五歳

一 職業ハ船長

一 國籍ハノールウエー

一 住所ハ上海ジョツフル街六六〇 (660 Avenue Joffre, Shanghai)

一 出生地ハノールウエー國オーレサント (Ålesund, Norway)

一 一九一六年ヨリ一九一七年迄ノールウエー海軍砲手ヲシマシタ

カ現在ハ軍人テハアリマセヌ
 一九四一年十一月二十四日ヨリ汽船 *EDITH MOLLER* 船長
 ヲシテ居マス

右エデイス、モラーノ船主ノ

氏名ハ *RALPH MOLLER* (子)
ERIC MOLLER (JUNIOR)

(右兩名共エリック、モラー(父)ノ子テス)
ERIC MOLLER (Senior)

國籍ハ 右兩名共英國

現住所ハ 右兩名共上海(以下不詳)

營業所ハ 上海十二バンド「香港上海銀行ビルディング」内
HONGKONG & SHANGHAI BANK BUILDING, 12 BUND, SHANGHAI

登簿上ハ右モラー兄弟カ船主ト爲ツテ居リマス

「モラーライン、コムパニーカ船主テハナイカ」トノ御訊ネ
MOLLER LINE Co.
 テアリマスカ私ハソウテハナイト思ヒマス、モラーライン、

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

コムパニーノ社長ハエリック、モラー(父)デス

備船中テハアリマセス

私ハ船主カラ備ハレテ居リマス

右船ノ

(イ)種類ハ 汽船

(ロ)噸數 總噸數 六四五噸
 純噸數 記憶セス

(ハ)船籍港ハ 上海

(ニ)國籍ハ 英國

(ホ)揚揚ノ權利ヲ有スル國旗ハ 英國旗

(ヘ)從事スル業務ハ 貨物貿易船

(ト)定期航路船テハアリマセヌ

第一六丁

本船ハ「太古二四號」「連水」ノ二隻ヲ曳イテ香港ニ向ケ航

行中一九四一年十二月六日午後十時頃（東京時間）遮浪角燈

臺ノ東微南十六哩ノ海中ニテ日本海軍砲艦第一三三號ニ依リ

モールス信號ヲ以テ停船ヲ命セラレ次イテ「陽石灣ニ到リテ

臨檢ヲ待テ」ト命セラレマシタ

仍テ同灣ニ翌七日午前二時頃到着シ投錨シマシタトコロ七日

午前九時カ十時頃ニ日本海軍士官カ數名ノ水兵ヲ伴ツテ本船

ニ乗込ミ臨檢ノ上船舶書類ヲ押收シ且ツ掲揚國旗ヲ變更シマ

シタ

尙其ノ際「日米間ニ戦争カ開始セラレタ」ト告ケマシタ

當時本船カ香港ニ向ツテ居タノハ英國海軍官憲ヨリ（船主ヲ

通シ）上述ノ「太古二四號」及「連水」ノ二隻ヲ曳イテ香港

日本海軍砲艦第一三三號

ニ行ケト命令カアリマシタノテ上海ヲ發シテ香港ニ向ケ航行
シテ居タノテス
私トシテハ其ノ航海ヲ終ヘテ右ノ二隻ヲ香港政廳ニ引渡シタ
ナラハ再ヒ上海ニ歸ル考ヘテアリマシタ
一 拿捕當時載貨ハアリマセヌテシタ
一 拿捕當時ノ乗員ハ

(イ) 人數 三十八名

(ロ) 國籍 ノールウエー人一名ロシヤ人二名其他ハ支那人

(ハ) 軍人軍屬ノ有無 私ハ前述ノ通り元ノールウエー海軍砲

手

CONSTANTINE ALEXANDER ROUSSETT

曳行船長ハ元ロシヤ海軍ノ少佐テシタ
(TOWAGE MASTER)

- 一 拿捕當時乗客ハアリマセヌ
- 一 拿捕當時船舶書類ハ完備シテ居リマシタ
- 一 變造破棄等爲シタル書類ハアリマセヌ
- 一 拿捕當時船舶ニ破損其ノ他異狀ハアリマセヌテシタ
- 一 拿捕當時日本ト英米間ノ開戦ノ事實ハ全然知リマセヌテシタ
- 一 拿捕後ニ船舶載貨等ニ變更ヲ加ヘタコトハアリマセヌ
- 一 本船ハ拿捕當時英國政府ニ徵用サレテ居タモノト思ヒマス



日本標準規格B列五號

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官 森 靜 雄

佐世保捕獲審檢所書記 山 邊 九 之 助

通事 沖 田 春 善

申 供 者 N. M. Nesbitt

右 勝 本 也

昭和七年二月十日



佐世保捕獲審檢所書記 山邊九之助

第九號ノ二 日本標準規格B列五號

カ現在ハ軍人テハアリマセヌ

一私ハ元來上海ノモラーラインコムパニーニ傭ハレテ海難救助

及深海曳船ノ係ヲシテ居ル者テスガ、「太古二四號」「連水」

ノ二隻ヲ曳航スルニ付テ、エデイス、モラーノ船長ニ助力

スル爲ニ、一九四一年十二月二日ニ、エデイス、モラーニ乗

組ンダノデアリマス

一右「太古二四號」ノ船主ノ

名稱ハ *BUTTERFIELD & SWIRE*

組織ハ 有限責任會社

本店所在地ハ 倫敦

支店ハ 上海ニ在リ

營業ハ 海運業 其ノ他

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

一「連水」船主ノ

名稱ハ 上海水道公司 (*SHANGHAI WATERWORKS Co*)

組織ハ 株式會社

本店ハ 倫敦ニ在リ上海ニハ支店カ在ルト思ヒマスカ確ナ事

ハ知リマセヌ

營業ハ 清水補給

一右船ノ

(1)種類ハ 「太古二四號」ハ機關ヲ有セサル舢舨。「連水」ハ

汽船

(2)噸數ハ 何レモ知リマセヌ

(3)船籍港ハ (二隻共) 上海

(4)國籍ハ (二隻共) 英國

第二〇丁

揚揚ノ權利ヲ有スル國旗ハ(二隻共)英國旗

從事スル業務ハ「太古二四號」ハ上海及揚子江ニ於ケル油

其ノ他ノ貨物運搬

「連水」ハ上海ニ於ケル水ノ運搬

右「太古二四號」及「連水」ハ共ニ英國政府ヨリ徵用セラレ
COMMANDERED
テ居タモノト信シテ居マス

此ノ二船ノミナラス總テノ英國船舶ハ相當前カラ英國政府ニ
徵用セラレテ居タモノト思ヒマス

右二船ハエデイス、モラーニ曳カレテ上海ヨリ香港ニ向ケ航
行中一九四一年十二月六日午後九時頃遮浪角附近ニ於テ日本

ノ第一三三號武装汽船ニ依リモールス信號ヲ以テ「遮浪角ニ
赴キ投錨セヨ」ト命セラレタノデアリマス
ARMED STEAMER No. 133

日本海軍艦隊

上海香港迄ノ間ニ寄港シタ港ハアリマセヌ

一 拿捕當時載貨ハアリマセヌ

一 拿捕當時右二隻ニハ乗員ハ一人モアリマセヌテシタ

私ハ前述ノ通りエデイス、モラーニ乗組ンテ居タノテス

一 拿捕當時右二隻ノ船舶書類ハ總テエデイス、モラーノ船長カ
保管シテ居リマシタ

夫レテ同船長カ日本海軍官憲ニ交付シタモノト思ヒマス

變造破棄等爲シタル書類ハアリマセヌ

一 拿捕當時船舶ニ破損其ノ他ノ異狀ハアリマセヌテシタ

唯二隻共出航前ニ遠洋航海ニ堪ユル様ニ改造サレテキマシタ

一 拿捕當時日本ト英米間ノ開戦ノ事實ハ知リマセヌテシタ

開戦前ニ拿捕サレタノテス

第二丁

日本海軍艦隊

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官 森 靜 雄

佐世保捕獲審檢所書記 山 邊 九之助

通事 沖 田 春 善

申 供 者 C. A. Russell

右 藤 本 四
昭和二十一年三月十六日

佐世保捕獲審檢所書記 山邊九之助



新田春善

山藝大玄

森 籍 謙

Vertical text columns on the right page, including names and titles, partially obscured by the seal.

聽取書 (第二回)

英國汽船「連水」捕獲事件ニ付昭和十七年二月九日廈門海軍々法會議ニ於テ評定官森靜雄ニ對シ英國汽船連水船長コンスタチンアレキサンダー、ルーセツトノ爲シタル申供左ノ如シ

身分關係等ハ前回申供ノ通りナリ
問 前回其ノ許ハ日本武装汽船ノ爲ニ遮浪角ニ赴キ投錨セヨト命セラレタト申述ヘタカ投錨ヲ命セラレタノハ碇石灣テハナカ

ツタカ
答 私ハ灣ノ名ハ知リマセヌ(海圖ヲ見ナケレハ判リマセヌ)ケレ共、エデイス、モラーノ船長カ左様ニ云ツテ居ルナラ其ノ

通リ間違アリマセヌ
問 同灣ニ於テ日本兵士カ乗込ンテ來テ書類ヲ持去ツタノハ十二

月七日午前九時カ十時頃テハナカッタカ
 エデイス、モライ船長ハ左様ニ云フカ、怎ウカ
 答、其ノ通テス



日本標準規格B列五號

右ハ書記之ヲ録取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
 ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官 森 靜 雄

佐世保捕獲審檢所書記 山 邊 九之助

(通 事) 用ヒス

C. A. Russell.

右取本也

昭利

申 供 者

昭和二十七年二月十六日
 佐世保捕獲審檢所書記 山邊九之助

第二四丁

第九號ノ二 日本標準規格B列五號

(藤 田 義 雄)

山 縣 大 文 庫

森 田 義 雄 蔵

南 同 日 同 視 ニ 効 モ

ナキ旨刺... 共ニ... 藤 田 義 雄

聽 取 書

浙 江 捕 獲 事 件 ニ 付 昭 和 十 七 年

二 月 十 八 日 佐 世 保 市 相 浦 港 碇 泊 キ ャ ベ ラ 號 ニ 於 テ

評 定 官 中 島 武 雄 ニ 對 シ 通 事 ヲ 介 シ ド ナ ル ド

ブ ロ ツ チ ー ノ 爲 シ タ ル 申 供 左 ノ 如 シ

一 氏 名 ハ ド ナ ル ド 、 ブ ロ ツ チ ー (Donald Brotschke)

一 年 齡 ハ 當 四 十 七 歲

一 職 業 ハ 船 長

一 國 籍 ハ 英 國

一 住 所 ハ Apartment 304, Cathay Mansions.

Route Cardinal Mercier Shanghai

一 私 ハ 一 九 二 二 年 八 月 ヨ リ 、 チ ヤ イ ナ 、 ナ ビ ゲ ー シ ヨ ン 、 カ ン

佐世保捕獲審檢所

パニー (China Navigation Co) ニ雇ハレ一九四〇年八月十日

ヨリ 浙江 (Chekiang) ノ船長ヲシテ居リマス

一、チャイナ、ナビゲーション、カンパニーハ一八七一年ロンド

ンニ於テ設立セラレ同市ニ登記シ同市ニ本店ヲ有スル英國籍、

船會社テアリマス

主トシテ支那沿岸及揚子江ノ海運ヲ業トシテ居リマス

資本ハ全部英國人ノ出資テアリマス

一、同會社ノ支那ニ於ケル船舶運航ニ關スル業務ハバタビー、

ルド、アンド、スワイヤー、カンパニーカ代理シテヤツテ居リ

マス

同會社ハ香港ニ登記セル英國籍ノ會社テ業務ハ船舶代理業、

保險業、船渠、砂糖精製業等テアリマス

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

佐世保捕獲審檢所

以下省略

第 二 三 丁

日本標準規格B列五號

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官 中 島 武 雄

佐世保捕獲審檢所書記 秋 年 實

事 利 行 斌



申 供 者 *L. Brastelie*

石抄本也

明治十七年三月

佐世保捕獲審檢所書記 中島武雄



佐捕乙第二〇九號

調査書

了へタルヲ以テ之ガ取調書類ハ拿捕シタル艦船部
 隊指揮官ノ供述書ト共ニ別冊記録ニ編綴致置候條
 御
 押
 月
 日

佐世保捕獲審檢所

擔任評定官

変務 佐

佐世保捕獲審檢所檢察官

御中



佐世保捕獲審檢所 中 島 坂 本

書 中 島 坂 本

佐世保捕獲審檢所 中 島 坂 本

120

本件ニ付昭和十七年五月二十五日佐捕乙第三九〇號ヲ以テ内閣印刷局
官報部官報係並ニ「ジヤパンタイムス」社ニ左記要領ノ公告掲載方ヲ
囑託シタリ

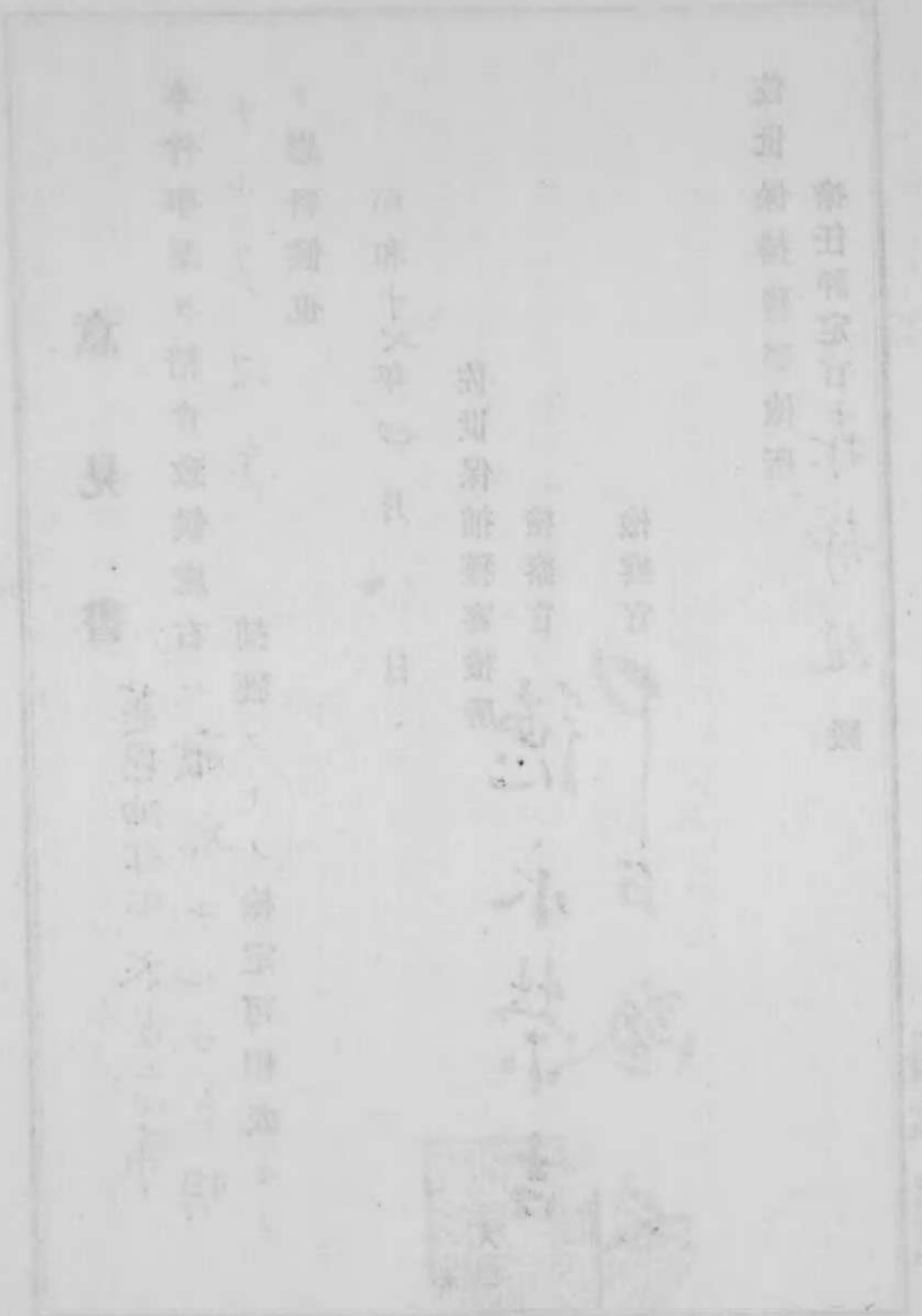
昭和十七年五月二十五日

佐 世 保 捕 獲 審 檢 所

記

本件番號ハ昭和十六年十二月八日南支碓石署ニ於テ帝國海軍ノ爲
拿捕セラレ當處ニ於テ審檢ヲ爲スニ依リ利害關係人ハ公告ノ翌日ヨ
リ起算シテ三十日以内ニ書面ヲ以テ當處ニ訴願スルコトヲ得
右公告ス

昭和十七年六月二日官報並ニ「ジヤパンタイムス」ニ公告掲
載済



申 請 書

捕獲事件第 三五二號

右事件ニ付利害關係人ヨリ法定期間内ニ訴願書ノ提出
ナキヲ以テ審問ノ手續ヲ爲サズ直ニ檢定相成度候也

昭和十七年 七月 三十一日

佐世保捕獲審檢所檢察官

(Handwritten signature)

佐世保捕獲審檢所長官 草野豹一郎殿

佐世保捕獲審檢所

三二

本件秘定書牘本ハ昭和十七年八月一日當廳検査官ニ
送付シタリ

昭和十七年八月一日

佐世保備後審判所

書記山下久



報告書

2111

第 二 五 二 號

本件ニ付昭和十七年九月四日佐浦乙第六八九號ヲ以テ内閣印刷
局官報部官報係ニ檢定並ニ該檢定ハ昭和十七年八月二十二日確
定シタル旨掲載方囑託ヲ爲シタリ

昭和十七年九月四日

佐 世 保 捕 獲 審 檢 所

昭和十七年九月十日官報掲載 

調査ノ結果ノ要領

一、船名 太古四號

一、船種 艀船 (機關ナシ)、船籍港 上海

一、總噸數 二〇二噸〇四 (證第一號) 純 (又ハ登簿) 噸數 二〇二噸〇四 (證第一號)

一、船長氏名 コンスタンチン、アレキサンダー、ルーセツト

(一) 住所 上海 ジョツフル街 一、五六二

(二) 國籍 ロシヤ

一、所有者氏名 (又ハ會社名)

I (證第一號國籍證書ニ依レハ) ガチヤイナ、ナウイゲイション、コムパニー、

2 (船長申供ニ依レハ) リミテツド、バタフィールド、エンド、スワイア

(一) 住所 (又ハ本店所在地)

I 倫敦

(二) 國籍

I 英國

倫敦 英國 英國 英國 旗

一、揚揚ノ權利アル國旗

一、備船者氏名 (會社名)

(一) 住所 (又ハ本店所在地)

(二) 國籍

證第一號國籍證書ニ依レハ、ガチヤイナ、ナウイゲイション、コムパニー、リミテツド、バタフィールド、エンド、スワイア

一 搭載物件ナシ

一 拿捕 (イ) 日時場所 十六年十二月七日午前十時頃、南支碓石灣ニ於テ
(ロ) 拿捕者 砲艦正生丸艦長海軍豫備大尉 嶋田末次

受領書

(事件第三五二號)

英國油解船太古二四號

右補遺事件檢定確定ノ上執行トシテ引渡ニ付檢定書ノ謄本ト共ニ受領致候

昭和十七年十月三十一日

海軍省兵備局長保科善四郎



佐世保補遺審檢所

檢察官 徳永榮吉殿

海軍

英領事館
英領事館
英領事館

英領事館
英領事館
英領事館

英領事館
英領事館
英領事館

英領事館
英領事館
英領事館

英領事館
英領事館
英領事館

英領事館
英領事館
英領事館

英領事館
英領事館
英領事館



英領事館
英領事館
英領事館